



福岡医発第 1239 号 (地)

令和 3 年 7 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

令和 3 年度の医療機関・自治体向けの外国人患者受入れ環境整備支援等について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室及び同省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より福岡県保健医療介護部医療指導課を通じて別添のとおり連絡がありました。

厚生労働省医政局では、外国人患者の受入環境整備を行う医療機関や自治体を支援する事業を行っており、今般、令和 3 年度の主な事業（下記 11 項目）について周知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、外国人患者を受入れる環境を整備される際ご活用いただけるよう貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル（改訂第 3 版）」

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000795505.pdf>

2. 地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営の補助

3. 都道府県による外国人対応に係る医療機関向けの窓口の設置・運営の補助

4. 国による外国人対応に係る相談窓口の開設（夜間休日ワンストップ窓口事業）

5. 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業

6. 希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業

7. 外国人向け多言語説明資料

URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/kokusai/setsumei-ml.html

8. 外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト

9. 外国人患者受入れ情報サイト

10. 不払いを発生させた訪日外国人受診者の情報の登録（協力依頼）

11. 外国人患者受入れ医療コーディネーター養成研修等（予定）

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志

会長 島田昇二郎

3医指第1015号
令和3年7月7日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)



令和3年度の医療機関・自治体向けの
外国人患者受入れ環境整備支援等について（依頼）

本県の保健医療介護行政の推進につきまして、平素から格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国では、外国人患者の受入環境整備を行う医療機関を支援する令和3年度の主な事業を一覧として取りまとめており、外国人患者の受入環境の向上のため、国から周知依頼があったところです。

貴会におかれましては、本件について貴会会員への周知につき、御協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、本通知については、県ホームページに掲載していますこと申し添えます。

記

通知掲載ホームページ

福岡県ホームページトップページから「健康・福祉・子育て」＞「医療提供体制」
＞「厚生労働省からの通知」

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kunituti2021.html>

【連絡先】

医療計画係

092-643-3328

各医師会通知



事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 29 日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

令和 3 年度の医療機関・自治体向けの外国人患者受入れ環境整備支援等について

平素から厚生労働行政の推進に御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省医政局では、外国人患者の受入環境整備を行う医療機関や自治体を支援する事業を行っております。令和 3 年度の主な事業を下記に一覧として取りまとめましたので、外国人患者の受入環境の向上に遺漏無きよう、貴部局での活用および貴管内の医療機関への周知をお願い致します。

なお、参考として、新型コロナウイルス感染症対策推進本部が実施している支援等も掲載しておりますので、併せてご活用下さい。

記

1. 「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル（改訂第 3 版）」「地方自治体のための外国人患者受入環境整備に関するマニュアル（改訂第 2 版）」

平成 30 年度～令和 2 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））「外国人患者の受入環境整備に関する研究」（北川雄光 慶應義塾大学病院長・医学部外科学（一般・消化器）教授）において作成された標記マニュアル 2 点について、研究班により改訂されましたので、令和 3 年 6 月に公開いたしました。

医療機関向けマニュアルでは、医療機関における宗教・文化的対応に関する記載の充実等がなされています。

自治体向けでは、地域における関係者と連携した体制整備の方法に加え、自治体の事例紹介等の充実が図られています。

活用及び関係方面への周知についてご協力をお願いいたします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230_00003.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/newpage_00005.html

2. 地域における外国人患者受入れ体制整備等を協議する場の設置・運営の補助

都道府県による、地域の外国人患者受入れに関する課題の整理及び課題に対する対応方針を策定するため、多分野の関係団体（医療機関、医師会、病院団体・病院グループ、

医療通訳関係団体、観光協会、宿泊関連業者、国際交流協会等）からなる会議等の設置・開催に係る経費を支援します。運営に当たっては、1の「地方自治体のための外国人患者受入環境整備に関するマニュアル（改訂第2版）」もご活用ください。

（参考資料）「外国人患者受入れ環境整備等推進事業の実施について」（医政発0423第3号 令和3年4月23日）

3. 都道府県による外国人対応に係る医療機関向けの窓口の設置・運営の補助

都道府県による医療機関向けの外国人対応に関する相談窓口の設置・運営を支援します。外部事業者に委託して運営する場合も対象です。窓口寄せられた質問で、対応に苦慮するものについては、4の事業の実施事業者にアドバイスを求めることが可能です。

（参考資料）「外国人患者受入れ環境整備等推進事業の実施について」（医政発0423第3号 令和3年4月23日）

4. 国による外国人対応に係る相談窓口の開設（夜間休日ワンストップ窓口事業）

3の事業を補完するため、夜間休日（平日17時から翌9時まで、土日祝日24時間）は、国において、相談窓口を開設します。医療機関における外国人患者対応に関する、よろずの課題（多言語対応、ビザ延長手配等の緊急的な内容から、旅行保険会社への診療費請求、患者の海外移送、大使館・航空会社・出入国在留管理庁への連絡などの専門的な課題まで）の解決を、国が委託運営するコールセンターが支援します。本年度は、自治体からの相談にも対応します（医療機関から自治体に寄せられた外国人対応に関する相談について助言）。

東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されている令和3年7月～9月の2ヶ月間は、医療機関における緊急的な対応の増加が見込まれることから、特例的に平日を含めて24時間体制で電話相談を受付けます。

<https://emergency.co.jp/onestop>

5. 団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業

医療機関の多言語化の取組を効果的に支援するため、自治体、医療関係団体、コンソーシアム、複数の医療機関を持つ医療機関グループ等が、電話通訳サービス事業者と団体契約を締結し、傘下（管下）医療機関が電話通訳サービスを利用できるようにする場合に、契約費用の半分を補助するものです。

現在、令和3年度事業の2次公募中です（令和3年7月9日まで）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00014.html

6. 希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業

民間サービスが少なく、個々の医療機関においては通訳者の確保等が困難な希少言語に対して、国が有料の電話通訳サービスを提供しています。利用時に医療機関からの簡単な登録が必要です。利用料金は、医療機関への請求となりますが、医療機関が患者様本人へご請求いただくことも可能です。渡航者外来や出国者向けのPCR検査を実施して

いる医療機関等を含め全ての医療機関に利用いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/newpage_00010.html

7. 外国人向け多言語説明資料

診療申込書、医療費請求書、診療科毎の問診票、同意書等について、英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語のひな形がダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/kokusai/setsumeiml.html

8. 外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト

厚生労働省と観光庁が連携して「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を公開し、定期的に更新しています。なお、リスト掲載医療機関のうち、都道府県が指定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」については、令和3年4月から、医療機能情報提供制度における病院の機能分類の項目として追加されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05774.html

https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html

9. 外国人患者受入れ情報サイト

外国人患者受入れに資する医療機関認証制度等推進事業の令和3年度事業実施者が運営する「外国人患者受入れ情報サイト」において、外国人患者受入環境整備に関する情報発信を行っています。下記のウェブサイトをご参照ください。

<https://internationalpatients.jp/index.html>

10. 不払いを発生させた訪日外国人受診者の情報の登録（協力依頼）

訪日外国人による医療機関での不払いの発生抑止と民間医療保険の加入徹底に資するため、保険医療機関で不払いを発生させた訪日外国人受診者について、本人同意の上で、国へ情報提供頂く仕組みが開始されました。情報は出入国在留管理庁に提供され、次回入国の拒否等、当該訪日外国人の入国審査に活用されます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

11. その他（今年度実施予定事業等）

外国人患者受入れ医療コーディネーター養成研修等の実施を予定している他、令和3年度も複数のウェビナーを開催予定です。下記のウェブサイトには随時掲載しますので、ご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/kokusai/index.html

【照会先】

TEL : 03-5253-1111

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

(内線 : 2678、4115、4457)

(参考) 新型コロナウイルス感染症関連

厚生労働省において、新型コロナウイルス感染症に対する対応として、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（指定予定を含む）」等に対し、下記の支援等が行われていますので、参考ください。

○医療機関等に対する新型コロナウイルス感染症対応に資する電話医療通訳サービス

新型コロナウイルス感染症患者及び感染が疑われる者の診療を行う医療機関等の外国人对応を支援するため、緊急的な措置として国において主要言語の電話医療通訳サービスを提供しています。医療機関向けの他、保健所（受診相談センターを含む。）、宿泊療養施設等での利用も可能です。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/newpage_00009.html

【照会先】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

厚生労働省健康局健康課地域保健室

（内線：2398、2335）

○新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）

・医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業

都道府県が選出する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関であって、かつ、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関において、院内感染防止上必要な情報を提供し円滑な受診ができるように、多言語の看板や電光掲示板等を医療機関で整備する費用を支援します。

・新型コロナウイルス感染症患者等における外国人患者の受入れ体制確保事業

医療機関及び宿泊療養施設を運営する都道府県に対し、感染拡大を防ぎながら、外国人の受入れにあたり必要な、多様な言語や宗教・文化的背景への配慮等外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制を整備するための費用を支援します。（医療機関当たり上限 1,000 万円、宿泊療養施設当たり上限 200 万円。令和 2 交付を受けた施設は除く。）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000775950.pdf>

【照会先】

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）担当

ncov-koufukin@mhlw.go.jp